

**農林水産省業務継続計画  
(首都直下地震対策)**

**第3版**

**平成30年4月**

**農林水産省**

# 目 次

## 第 1 計画の目的

## 第 2 被害想定

## 第 3 首都直下地震発生時における対応

### 1 安否確認

### 2 参集

- (1) 勤務時間外に発生した場合
- (2) 勤務時間内に発生した場合

### 3 非常時優先業務

- (1) 農林水産省緊急自然災害対策本部の設置
- (2) 被害状況の把握
- (3) 職員の派遣
- (4) 応急用食料・物資の支援
- (5) 漁業取締船等による応急用食料・物資の輸送
- (6) 海外支援の受入れ
- (7) 災害救助犬の受入れ
- (8) 動物検疫・植物検疫の緊急的対応
- (9) 災害復旧用木材等の調達・供給対策
- (10) 需給・価格動向の調査
- (11) 食品安全の危機管理対策
- (12) 食品表示規制の弾力的運用
- (13) 国内の病虫害防除対策
- (14) 国内の家畜衛生対策

### 4 管理事務

- (1) 庁舎等管理に係る対策
- (2) 情報システムに係る対策

## 第 4 業務継続への備え

### 1 執行体制の整備

- (1) 参集する職員の名簿の作成
- (2) 職務代行者の選任

### 2 執務環境の整備

- (1) 庁舎等管理に係る対策
- (2) 情報システムに係る対策

### 3 本省庁舎の代替措置

### 4 訓練の実施及び計画の見直し等

- (1) 訓練の実施
- (2) 計画の見直し等

# 農林水産省業務継続計画(首都直下地震対策)

項 目		責任者
第1 計画の目的		
第2 被害想定		
第3 首都直下地震発生時における対応	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 安否確認</li> <li>2 参集</li> <li>3 非常時優先業務               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 農林水産省緊急自然災害対策本部の設置</li> <li>(2) 被害状況の把握                   <ul style="list-style-type: none"> <li>○被害状況に関する情報収集の徹底</li> <li>○農地・農業用施設等の被害状況の把握と応急対策</li> <li>○林道、林地荒廃、森林等、公共土木施設等の被害状況の把握と応急対策</li> <li>○漁港関係施設の被害状況の把握と応急対策</li> <li>○卸売市場施設、食品産業関連事業者等の被害状況の把握</li> </ul> </li> <li>(3) 職員の派遣</li> <li>(4) 応急用食料・物資の支援</li> <li>(5) 漁業取締船等による応急用食料・物資の輸送</li> <li>(6) 海外支援の受入れ</li> <li>(7) 災害救助犬の受入れ</li> <li>(8) 動物検疫・植物検疫の緊急的対応</li> <li>(9) 災害復旧用木材等の調達・供給対策</li> <li>(10) 需給・価格動向の把握</li> <li>(11) 食品安全の危機管理対策</li> <li>(12) 食品表示規制の弾力的運用</li> <li>(13) 国内の病害虫防除対策</li> <li>(14) 国内の家畜衛生対策</li> </ol> </li> <li>4 管理事務               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 庁舎等管理に係る対策</li> <li>(2) 情報システムに係る対策</li> </ol> </li> </ol>	大臣官房秘書課長 大臣官房危機管理・政策立案総括審議官  大臣官房危機管理・政策立案総括審議官  大臣官房危機管理・政策立案総括審議官 農村振興局長 林野庁長官 水産庁長官 食料産業局長 大臣官房危機管理・政策立案総括審議官 食料産業局長 水産庁長官 総括審議官(国際) 消費・安全局長 消費・安全局長 林野庁長官 大臣官房政策課長 消費・安全局長 消費・安全局長 消費・安全局長 消費・安全局長  大臣官房参事官(経理) 大臣官房広報評価課長 技術会議事務局長
第4 業務継続への備え	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 執行体制の整備               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 参集する職員の名簿の作成</li> <li>(2) 職務代行者の選任</li> </ol> </li> <li>2 執務環境の整備               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 庁舎等管理に係る対策</li> <li>(2) 情報システムに係る対策</li> </ol> </li> <li>3 本省庁舎の代替措置</li> <li>4 訓練の実施及び計画の見直し等</li> </ol>	大臣官房危機管理・政策立案総括審議官 大臣官房危機管理・政策立案総括審議官  大臣官房参事官(経理) 大臣官房広報評価課長 大臣官房危機管理・政策立案総括審議官 大臣官房危機管理・政策立案総括審議官

## 第1 計画の目的

本計画は、首都直下地震が発生し、当該地震が東京圏における政治、行政、経済等の中枢機能に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合において、農林水産省として業務を円滑に継続するための対応方針及び当該業務を継続するために必要な執行体制、執務環境等を定めることを目的とする。

なお、本計画は、平成26年3月28日に閣議決定された「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」に基づき策定したものであり、また、災害対策基本法等に基づき定められた「農林水産省防災業務計画」及びこれに基づく「震災対応マニュアル」を補完するものである。

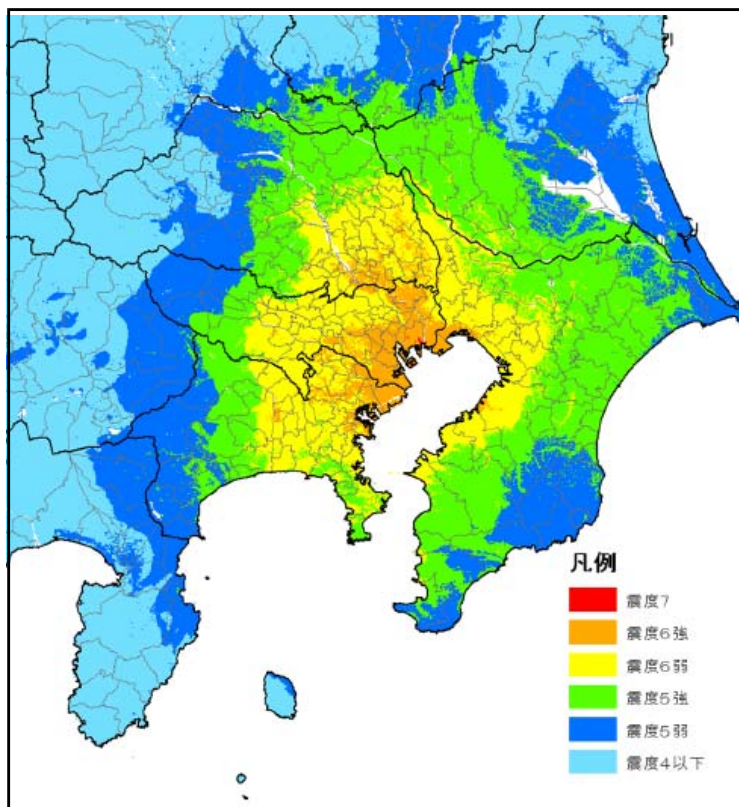
## 第2 被害想定

本計画は、「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」第1章の4の被害想定に基づき策定しており、具体的に想定する被害様相は、次のとおりである。

- ① 停電、商用電話回線の不通及び断水は、1週間継続する。
- ② 下水道の利用支障は、1か月継続する。
- ③ 地下鉄の運行停止は、1週間継続する。JR及び私鉄の運行停止は、1か月継続する。
- ④ 主要道路の啓開には、1週間に要する。

### 【参考】想定する震度分布（都心南部直下地震）

「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）～人的・物的被害（定量的な被害）～」(平成25年12月 中央防災会議 首都直下地震対策検討ワーキンググループ)より



### 第3 首都直下地震発生時における対応

#### 1 安否確認

- ① 職員は、安否確認等一斉連絡システムにより自動送信される安否確認メールに対して、本人及び家族の安否、出勤の可否並びに家屋の状態を入力し返信する。
- ② 本省各課の課長が指名する安否確認を担当する職員（以下「安否確認担当職員」という。）は、安否確認等一斉連絡システムのWEBページ上で安否に関する集計を把握し、大臣官房秘書課の安否確認担当職員に報告する（本省各局庁においては、庶務課の安否確認担当職員を通じて報告する）。  
大臣官房秘書課の安否確認担当職員は、本省官房各課及び各局庁からの報告をとりまとめ、又は安否確認等一斉連絡システムのWEBページ上で安否に関する集計を把握し、大臣官房文書課災害総合対策室（以下「災対室」という。）に報告する。  
災対室は、大臣官房秘書課からの報告を受けて、又は安否確認等一斉連絡システムのWEBページ上で安否に関する集計を把握し、大臣官房危機管理・政策立案総括審議官に報告する。
- ③ 大臣官房危機管理・政策立案総括審議官は、農林水産省緊急自然災害対策本部（以下「本部」という。）において、職員及びその家族の安否等を報告する。

#### 2 参集

##### (1) 勤務時間外に発生した場合

- ① 首都直下地震が発生した場合、次の者は、指示等を待つことなく直ちに本省に参集する。
  - ア 本部構成員（別紙1）
  - イ 本部幹事会構成員（別紙2）
  - ウ 非常時優先業務を担当する課長及び非常時優先業務を遂行するために必要な庁舎管理等の事務（以下「管理事務」という。）を担当する課長
  - エ ウの課長が指名する非常時優先業務を担当する職員及び管理事務を担当する職員
  - オ 安否確認担当職員
  - カ エ及びオの職員を補佐する者としてウの課長が指名する職員
- ② なお、大臣官房文書課災害総合対策室長（以下「災対室長」という。）は、本省庁舎の被害が甚大で、第4の3により本部を代替施設へ設置することが適当と判断した場合、その旨を大臣官房危機管理・政策立案総括審議官に報告する。  
大臣官房危機管理・政策立案総括審議官は、本部を代替施設に設置することが適当と判断した場合、第4の3により代替施設を指定する。  
災対室は、①アからカまでの者に対して、大臣官房危機管理・政策立案総括審議官が指定する代替施設に参集するよう連絡する。

##### (2) 勤務時間内に発生した場合

- ① 在庁している職員で（1）①アからオまでの者は、本計画等の定めるところにより非常時優先業務等を行う（出張等のため在庁していない場合、（1）

に準じて参集する。)

なお、(1) ①エ及びオの者が出張等のため在庁していない場合、当該職員が参集するまでの間、(1) ①カの者は、本計画等の定めるところにより非常時優先業務等を行う。

- ② 在庁している職員で(1) ①アからオまでの者以外の者は、被害状況等が判明するまで庁舎内で待機し、電源等のリソース面で問題のない範囲内で、庁舎の復旧業務、非常時優先業務等の支援、庁舎周辺地域の救出・救助活動、避難者支援活動等に従事する。

### 3 非常時優先業務

首都直下地震が発生した場合、次の業務を優先的に実施する。

#### (1) 農林水産省緊急自然災害対策本部の設置

農林水産大臣からの本部設置の指示を受けて、発生後1時間以内を目途に第1回本部会議を開催する。その際、被害状況、これに対してとられた措置の概要等の正確かつ迅速な情報提供等に努める。

#### (2) 被害状況の把握

公共土木施設及び農林水産業施設について、災害の発生後、速やかに被害状況を把握して二次災害の未然防止のための応急復旧を実施し、必要に応じ、土木技術者等を被災地へ派遣するとともに、食品産業関連事業者等の被害状況を把握する。

具体的な活動内容は、「表1 被害状況の把握に係る活動」のとおりとする。

#### (3) 職員の派遣

必要に応じ、政府災害対策本部等事務局、被災地方公共団体等に職員を派遣する。具体的な活動内容は、「表2 職員の派遣に係る活動」のとおりとする。

#### (4) 応急用食料・物資の支援

応急用食料・物資を円滑に調達・供給するため、食料・物資支援チームを設置する等体制整備を図る。

具体的な活動内容は、「表3 応急用食料・物資の支援に係る活動」のとおりとする。

#### (5) 漁業取締船等による応急用食料・物資の輸送

必要に応じ、水産庁漁業取締船等による応急用食料・物資の輸送が行い得るよう、水産庁漁業取締船等の緊急対応体制を整備する。

具体的な活動内容は、「表4 漁業取締船等による応急用食料・物資の輸送に係る活動」のとおりとする。

#### (6) 海外支援の受入れ

外務省から、海外からの支援物資に係る情報を随時入手し、検疫担当部局等と情報を共有するとともに、必要に応じ、外務省と調整を行う。

具体的な活動内容は、「表5 海外支援の受入れに係る活動」のとおりとする。

#### (7) 災害救助犬の受入れ

災害救助犬の円滑な受入れを図るため、関係省庁（官邸（内閣官房）、外務省、総務省消防庁、警察庁）との連絡体制を確保し、災害救助犬の受入れに関する動物検疫手続について情報提供を実施する。

具体的な活動内容は、「表6 災害救助犬の受入れに係る活動」のとおりとする。

#### **（8）動物検疫・植物検疫の緊急的対応**

海外からの支援物資としての植物や畜産物の円滑な受入れを図るため、その緊急性に鑑み、輸入及び国内での利用が円滑に行えるよう特段の配慮を実施する。

また、動物検疫所における動物の逃亡、病原体の拡散等の防止及び植物防疫所における病害虫の拡散等の防止を図る。

具体的な活動内容は、「表7 動物検疫・植物検疫の緊急的対応に係る活動」のとおりとする。

#### **（9）災害復旧用木材等の調達・供給対策**

被災地域及び全国の木材需給動向を把握し、必要に応じ、関係団体等に用材等の供給を要請する。

具体的な活動内容は、「表8 災害復旧用木材等の調達・供給対策に係る活動」のとおりとする。

#### **（10）需給・価格動向の調査**

主要な食料等の価格が高騰するような状況が発生し、又は発生するおそれがある場合、地方農政局に対して、食料の需給・価格動向の情報収集を指示するとともに、食料価格動向調査の請負事業者に対し調査を指示する。

具体的な活動内容は、「表9 需給・価格動向の調査に係る活動」のとおりとする。

#### **（11）食品安全の危機管理対策**

食品安全に係る緊急事態等の発生に備え、関係省庁及び省内関係部局と連絡体制を確保する。

具体的な活動内容は、「表10 食品安全の危機管理対策に係る活動」のとおりとする。

#### **（12）食品表示規制の弾力的運用**

被災地域における食品表示規制の弾力的運用が必要かどうかを検討し、必要と判断された場合、食品表示規制の弾力的運用を措置する。

具体的な活動内容は、「表11 食品表示規制の弾力的運用に係る活動」のとおりとする。

#### **（13）国内の病害虫防除対策**

病害虫の発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、発生予防事業の強化、防除機具の計画的使用、防除体制の整備等を行う。

具体的な活動内容は、「表12 国内の病害虫防除対策に係る活動」のとおりとする。

**(14) 国内の家畜衛生対策**

家畜の伝染性疾病の発生予防とそのまん延防止のため、被災地域における立入検査、消毒等の防疫体制の整備等を行う。

具体的な活動内容は、「表13 国内の家畜衛生対策に係る活動」のとおりとする。



表 1 被害状況の把握に係る活動

「被害状況に関する情報収集の徹底」に係る活動 【大臣官房文書課災害総合対策室】	「農地・農業用施設等の被害状況の把握と応急対策」に係る活動 【農村振興局防災課災害対策室】	「林道、林地荒廃、森林等、公共土木施設等の被害状況の把握と 応急対策」に係る活動 【林野庁治山課山地災害対策室・整備課・業務課】
<p style="text-align: center;">【3時間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 災対室は、本省各局庁及び地方農政局に対して、次のことを徹底する。</li> <li>①本省各局庁は、被害状況に関する情報を収集し、災対室に速やかに報告すること。</li> <li>②地方農政局は、管内都県の被害状況、災害対策の実施に必要な情報等を災対室に報告すること。</li> <li>③本省各局庁及び地方農政局は、二次被害の防止対策を講ずること。</li> <li>□ 災対室は、被害状況、災害対策の措置状況等を取りまとめ、必要に応じ、官邸（内閣官房）、政府の緊急災害対策本部、内閣府（防災担当）、関係省庁等に報告する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">【3時間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 農村振興局防災課災害対策室（以下「災害対策室」という。）は、地方農政局を通じ、都県に対して、①農業用ダム・ため池の管理者の目視速報、一次点検（目視による外観点検）・二次点検（目視による詳細な外観点検、計測による点検）の速やかな実施、②農地・農業用施設等の被害状況の速やかな把握、③被害が発生した場合の対応方針・対応状況の報告を依頼する。 なお、点検や被害状況の把握は、点検者等の安全を考慮の上、実施する。</li> <li>□ 災害対策室は、点検対象である農業用ダム・ため池、農地・農業用施設等の被害に関する状況について、地方農政局から報告を受け、災害速報を作成し、農村振興局幹部及び災対室へ報告する。</li> <li>□ 災害対策室及び地方農政局は、農業用ダム・ため池に被害が確認され、第三者への危険が予想される場合は、農業用ダム、ため池の管理者が関係都県、市町村等と協力の上、被害が想定される区域の避難誘導、通行止等の安全対策を行うよう、都県等と連絡・調整する。 この際、ハザードマップ等の活用を図る。</li> <li>□ 災害対策室は、関係各課及び地方農政局に対して、被災市町村等への現地調査等に対応できる体制をとることを依頼するとともに、農村工学研究所等に対して現地調査への支援に対応できる体制をとることを依頼する。</li> <li>□ 災害対策室は、被災地に対して災害応急用ポンプ等の貸付けが必要かどうか、情報収集する。</li> <li>□ 災害対策室は、地方農政局土地改良技術事務所に対して、被害状況や要請に応じ、速やかに機械の貸付けを開始出来るよう、体制整備を依頼する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">【3時間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 林野庁治山課山地災害対策室（以下「山地災害対策室」という。）及び林野庁整備課（以下「整備課」という。）は、関係都県に対して、被害状況の報告を依頼し、把握する。</li> <li>□ 山地災害対策室は、関係課等に対して、迅速な情報収集と報告を依頼するとともに、被害情報をとりまとめの上、災対室に報告する。</li> <li>□ 林野庁業務課（以下「業務課」という。）は、国有林野関係被害情報の収集及びとりまとめを行う。</li> <li>□ 業務課は、事業実施者（受注者）との連絡体制を確保する。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">【12時間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 災対室は、本省各局庁から報告された被害状況等を収集し、とりまとめる。</li> <li>□ 災対室は、とりまとめた被害状況を本省各局庁及び報道関係者へ資料配布を行うとともに、必要に応じ、官邸（内閣官房）、内閣府（防災担当）へ報告する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">【12時間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 災害対策室は、地方農政局から報告された被害状況を分析するとともに、被害への対応方針等を把握し、これらを踏まえて、①緊急放流等による二次災害防止②土のう積み、ブルーシート掛け等の応急対策について関係各課及び地方農政局と協議・調整する。 また、その結果について、地方農政局を通じ、都県に伝えるとともに、必要に応じ、支援する。</li> <li>□ 災害対策室は、地方農政局からの要請又は必要に応じ、地方農政局に対する職員等の緊急派遣調査の参加要請又は農村工学研究所等に対して緊急派遣調査の支援要請する。</li> <li>□ 災害対策室は、現地の詳細な被災状況に関する情報収集を行い、初動対応として被災地へ搬送する機械の規格及び台数を決定する。</li> <li>□ 災害対策室は、地方農政局土地改良技術事務所に対して機械搬送業務に着手するよう依頼する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">【12時間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 山地災害対策室及び整備課は、関係都県からの提出資料や状況聴取により、被害状況、二次災害防止等のための応急復旧等を中心とした対応方針等を取りまとめる。</li> <li>□ 業務課は、二次災害防止等のための応急復旧等の対応状況を取りまとめ</li> </ul>
<p style="text-align: center;">【1日間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 災対室は、随時、被害状況等の情報を収集し、とりまとめる。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">【1日間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 災害対策室は、引き続き被害状況の分析等を踏まえて、二次災害防止、応急対応について関係各課及び地方農政局と協議・調整を行い、その結果を地方農政局を通じ、都県に伝えるとともに、必要に応じ、支援する。 また、災害対策室は、地方農政局に対する職員等の緊急派遣調査への参加要請又は農村工学研究所等に対して緊急派遣調査への支援要請する。</li> <li>□ 災害対策室は、災害応急用ポンプ等の貸付け要請等の状況把握を継続する。</li> <li>□ 災害対策室は、初動対応後の災害応急、二次被害防止に係る追加的な送・排水支援について、地方農政局と協議、調整する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">【1日間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 山地災害対策室は、被災状況に応じ、林野庁担当官、森林管理局職員、森林総合研究所専門家の派遣を検討、調整する。また、随時「林野関係被害報告」の更新を行う。</li> <li>□ 整備課は、関係都県からの要請又は政府調査団として派遣された者からの連絡等を踏まえ、森林土木技術者の派遣について検討するとともに、関係各課と調整を行う。</li> <li>□ 業務課は、被災状況に応じ、林野庁担当官、森林総合研究所専門家の派遣検討、調整する。また、事業実施者（受注者）との事業の実施に伴う調整、協議、指示を行う。</li> </ul>
	<p style="text-align: center;">【3日以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 災害対策室は、災害応急用ポンプ等の貸付け等による送・排水支援の状況把握する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">【3日以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 業務課は、ヘリコプターによる概況調査を行い、必要に応じ、地方公共団体等へ情報提供する。</li> </ul>
	<p style="text-align: center;">【1週間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 災害対策室は、災害応急用ポンプ等の支援に必要な情報収集を継続する。</li> <li>□ 災害対策室は、要請に応じ、地方農政局から被災地へ円滑に災害応急用ポンプ等を支援する体制を維持する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">【1週間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 整備課は、林道について、関係都県と連携、調整の上、応急復旧等で早期復旧に努める。必要に応じ、関係各課へ連絡、協議を行う。</li> <li>□ 業務課は、森林管理局と連絡、調整を行い、山地災害対策緊急展開チームを派遣し、被害状況の把握、応急対策等の検討及び地方公共団体への技術的な支援等を実施する。</li> </ul>
	<p style="text-align: center;">【1週間以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 災害対策室は、都県等に対して二次災害防止等を目的とした査定前着工制度（災害査定を待たずに復旧工事に着手できる制度）の積極的な活用について周知・徹底するとともに、査定前着工の取組に係る情報を収集する。</li> <li>□ 災害対策室は、直轄災害復旧事業の対象となる農業用施設等について緊急応急工事が必要となった場合、財務省協議を行う。</li> </ul>	

表 1 被害状況の把握に係る活動

「漁港関係施設の被害状況の把握と応急対策」に係る活動 【水産庁防災漁村課水産施設災害対策室】	「食品産業関連事業者、卸売市場施設等の被害状況の把握」 に係る活動 【食料産業局企画課、食文化・市場開拓課、食品流通課、食品製造課】
<p style="text-align: center;">【3時間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 水産庁防災漁村課水産施設災害対策室（以下「水産施設災害対策室」という。）は、関係都県等へ連絡し、漁港関係施設（漁港、海岸等）の被害状況の把握と報告について依頼するとともに、関係都県等と連携し、漁港関係施設の被害情報の収集・とりまとめを行う。</li> <li>□ 大規模な災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合、水産関係（漁船、養殖施設等）の被害状況の的確な把握及び迅速な対策の樹立のため、水産施設災害対策室が事務局となり、水産庁災害情報連絡会議を開催するとともに、水産関係被害等を取りまとめ漁政課（災対室）へ報告する。</li> <li>□ 水産施設災害対策室は、とりまとめた被害情報等については漁港漁場整備部長に報告するとともに、被害の状況に応じて水産庁長官、次長へ直接報告する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">【3時間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 食料産業局企画課（以下「企画課」という。）は、食料産業局食文化・市場開拓課（以下「食文化・市場開拓課」という。）、食料産業局食品流通課（以下「食品流通課」という。）及び食料産業局食品製造課（以下「食品製造課」という。）に食品産業関連事業者、卸売市場施設等の被害状況の収集及び報告を依頼する。必要に応じ、地方農政局に対して、管内都県の被害状況の把握を依頼する。</li> <li>□ 食文化・市場開拓課は、関係団体を通じ、外食産業事業者等の被害状況について情報収集する。</li> <li>□ 食品流通課は、関係団体や地方農政局を通じ、食品小売事業者、加工食品卸売事業者及び卸売市場等の被害状況について情報収集する。</li> <li>□ 食品製造課は、関係団体や地方農政局を通じ、食品製造事業者の被害状況について情報収集する。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">【12時間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 水産施設災害対策室は、関係都県等と連携し、引き続き漁港関係施設の被害情報の収集・とりまとめを行う。</li> <li>□ 水産施設災害対策室は、関係都県等からの被害報告や応急対策に係る要請を踏まえ、漁業活動に支障が生じているなど必要性が認められる場合、応急対策について適切に対応する。</li> <li>□ 水産施設災害対策室は、水産関係被害及び水産庁内の関係課における対応状況については、引き続き水産庁災害情報連絡会議においてとりまとめ漁政課（災対室）へ報告する。</li> <li>□ 水産施設災害対策室は、とりまとめた被害情報等については漁港漁場整備部長に報告するとともに、被害の状況に応じて水産庁長官、次長へ直接報告する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">【12時間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 食文化・市場開拓課は、関係団体から被害報告があった場合、とりまとめの上、企画課へ報告する。</li> <li>□ 食品流通課は、関係団体や地方農政局から被害報告があった場合、取りまとめの上、企画課へ報告する。</li> <li>□ 食品製造課は、関係団体や地方農政局から被害報告があった場合、とりまとめの上、企画課へ報告する。</li> <li>□ 企画課は、食文化・市場開拓課、食品流通課及び食品製造課から報告された卸売市場、食品産業関連事業者等の被害状況をとりまとめの上、災対室へ報告する。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">【1日以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 水産施設災害対策室は、関係都県等と連携し、引き続き漁港関係施設の被害情報の収集・とりまとめを行う。</li> <li>□ 水産施設災害対策室は、漁港関係施設の応急対策について、引き続き適切に対応する。特に、関係都県等の体制が整い、災害担当官の派遣の必要性が認められる場合、災害担当官を現地へ派遣し、被害状況の把握や技術的支援を行う。なお、派遣時期については関係都県等と協議して決定する。</li> <li>□ 発災直後に災害担当官を派遣した場合、その報告を踏まえ、専門的見地からの技術的支援が必要な場合には、水産施設災害対策室長は、水産工学研究所に連絡し、水産工学研究所からの専門家派遣について検討、調整する。</li> <li>□ 水産施設災害対策室は、水産関係被害及び水産庁内の関係課における対応状況について、引き続き水産庁災害情報連絡会議においてとりまとめ漁政課（災対室）へ報告する。</li> <li>□ 水産施設災害対策室は、とりまとめた被害情報等については漁港漁場整備部長に報告するとともに、被害の状況に応じて長官、次長へ直接報告する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">【1日以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 食文化・市場開拓課は、引き続き情報収集を行い、関係団体から被害報告があった場合、とりまとめの上、企画課へ報告する。</li> <li>□ 食品流通課は、引き続き情報収集を行い、関係団体や地方農政局から被害報告があった場合、とりまとめの上、企画課へ報告する。</li> <li>□ 食品製造課は、引き続き情報収集を行い、関係団体や地方農政局から被害報告があった場合、とりまとめの上、企画課へ報告する。</li> <li>□ 企画課は、引き続き食文化・市場開拓課、食品流通課及び食品製造課から報告された卸売市場、食品産業関連企業等の被害状況をとりまとめの上、災対室へ報告する。</li> </ul>

表2 職員の派遣に係る活動

「政府の緊急災害対策本部への派遣」に係る活動 【大臣官房文書課災害総合対策室】	「政府調査団への派遣」に係る活動 【大臣官房文書課災害総合対策室】	「政府現地対策本部への派遣」に係る活動 【大臣官房文書課災害総合対策室】
<p style="text-align: center;">【発生直後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 大臣官房危機管理・政策立案総括審議官は、政府に緊急災害対策本部が設置された場合、本省各局庁に対して、緊急災害対策本部事務局への職員の派遣を要請する。</li> <li>□ 本省各局庁は、派遣予定者を派遣する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>派遣予定者（担当局庁） （関係省庁連絡要員（リエゾン）） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主担当 大臣官房</li> <li>・ 補助要員 本省各局庁</li> </ul> </li> <li>（事実対処班（物資調整担当（C-4））） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主担当 食料産業局、政策統括官</li> <li>・ 補助要員 本省各局庁</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>□ 派遣者は、次の業務を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 関係省庁連絡要員（リエゾン）担当職員 <ul style="list-style-type: none"> <li>（ア）各種情報等の連絡事項の連絡窓口（情報集約班（B-1担当）と農林水産省との情報連絡窓口）</li> <li>（イ）事実対処の連絡・調整窓口（事実対処班（C-2～C-7担当）と農林水産省との連絡・調整窓口）</li> <li>（ウ）緊急災害対策本部業務等に関する農林水産省の会議参加者等の支援</li> </ul> </li> <li>イ 事実対処班（物資調整担当（C-4））担当職員 <ul style="list-style-type: none"> <li>（ア）被災地外の県や政府、企業において供給可能な物資の情報を収集</li> <li>（イ）被災地における物資需要を把握</li> <li>（ウ）広域物資拠点（ルートを含む）の被災状況の確認</li> <li>（エ）輸送方法について輸送活動調整担当への調整依頼</li> <li>（オ）需要・供給情報等を踏まえ物資調達に係る計画の作成</li> <li>（カ）計画の実行（提供・受入依頼（輸送依頼は輸送活動調整担当が行う））</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>□ 大臣官房危機管理・政策立案総括審議官は、職員の派遣後速やかに、派遣者の交代要員の選定を本省各局庁及び地方農政局に要請する。 本省各局庁及び地方農政局は、選定した交代要員を本部事務局に報告する。</li> <li>□ 大臣官房危機管理・政策立案総括審議官は、被災地域及び被災規模を考慮し、必要に応じ、派遣する職員数を見直し、本省各局庁に職員の派遣を要請する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">【発生直後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 大臣官房危機管理・政策立案総括審議官は、内閣府（防災担当）又は緊急災害対策本部から政府調査団を派遣する旨の連絡を受けた場合、本省各局庁及び地方農政局に対し政府調査団に派遣する職員数及び派遣期間を割り振り、派遣を要請する。</li> <li>□ 本省各局庁、地方農政局は、派遣候補者の中から人選し、派遣する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>派遣者の割り振り基準 被災地域及び被災規模を考慮し、本省各局庁及び地方農政局に派遣する職員数を割り振る。 なお、被災により地方農政局が対応不可の時は、他の地方農政局等から派遣することを考慮する。</li> <li>派遣者の人選基準 派遣期間は2週間を基本とし、本省及び地方農政局における非常時優先業務等に支障のないように選定する。</li> <li>政府調査団が派遣された後、政府の政府現地対策本部が設置される場合、調査団員は現地対策本部員の身分を兼ねることとなるため、政府調査団兼政府現地対策本部要員として人選するとともに、政府調査団派遣者に対して、政府調査団要員は現地対策本部要員予定者の身分を兼ねることを伝える。</li> </ul> </li> <li>□ 派遣者は、政府調査団として、被災地の調査及び被害情報その他の現地情報の収集する。</li> <li>□ 大臣官房危機管理・政策立案総括審議官は、職員の派遣後速やかに、派遣者の交代要員の選定を本省各局庁及び地方農政局に要請する。 本省各局庁及び地方農政局は、選定した交代要員を本部事務局に報告する。</li> <li>□ 大臣官房危機管理・政策立案総括審議官は、被災地域及び被災規模を考慮し、必要に応じ、派遣する職員数を見直し、本省各局庁に職員の派遣を要請する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">【発生直後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 大臣官房危機管理・政策立案総括審議官は、内閣府（防災担当）又は緊急災害対策本部から政府現地対策本部を設置する旨の連絡を受けた場合、本省各局庁及び地方農政局に対して、政府現地対策本部事務局に派遣する職員数及び派遣期間を割り振り、派遣を要請する。</li> <li>□ 本省各局庁及び地方農政局は、派遣候補者の中から人選し、派遣する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>派遣者の割り振り基準 被災地域及び被災規模を考慮し、本省各局庁及び地方農政局に職員数を割り振る。 なお、被災により地方農政局が対応不可の時は、他の地方農政局から派遣することを考慮する。</li> <li>派遣者の人選基準 派遣期間は2週間を基本とし、本省各局庁及び地方農政局における非常時優先業務等に支障のないように選定する。</li> </ul> </li> <li>□ 派遣者は、政府現地対策本部において、次の業務を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 政府現地対策本部事務局の業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>（ア）情報集約担当（総括班）</li> <li>（イ）物資調整担当（事実対処班）</li> <li>（ウ）庶務班</li> <li>（エ）関係省庁連絡要員（リエゾン）</li> </ul> </li> <li>イ 政府現地対策本部事務局要員として現地本部会議、県との会議等の出席</li> <li>ウ 本部事務局へ日報を提出</li> </ul> </li> <li>□ 大臣官房危機管理・政策立案総括審議官は、職員の派遣後速やかに、派遣者の交代要員の選定を本省各局庁及び地方農政局に要請する。 本省各局庁及び地方農政局は、選定した交代要員を本部事務局に報告する。</li> <li>□ 大臣官房危機管理・政策立案総括審議官は、被災地域及び被災規模を考慮し、必要に応じ、派遣する職員数を見直し、本省各局庁に職員の派遣を要請する。</li> </ul>

「被災自治体への派遣」に係る活動 【大臣官房文書課災害総合対策室】
<p style="text-align: center;">【発生直後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 大臣官房危機管理・政策立案総括審議官は、地方農政局及び森林管理局に対して、被災自治体への職員の派遣を要請する（森林管理局に対しては、大臣官房危機管理・政策立案総括審議官からの要請を受け林野庁長官が派遣を要請する。）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>派遣の判断 被災地の被害状況（通信機能や自治体の行政機能の状況を含む。）から、食料・物資の調達・供給に関する情報収集を行うとともに、被災自治体と連携して食料・物資の円滑な供給を進めるため、職員の派遣が必要と判断した場合、地方農政局及び森林管理局は、管内の被害状況から被災自治体への職員の派遣が必要と判断した場合、大臣官房危機管理・政策立案総括審議官（森林管理局にあっては、林野庁長官）と協議の上、職員の派遣を決定する。</li> </ul> </li> <li>□ 地方農政局及び森林管理局は、職員の派遣に関し、被災自治体を担当する組織から職員を派遣する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>被災自治体を担当する組織からの派遣予定者の選定が困難な場合、地方農政局及び森林管理局から派遣することを考慮し、選定する。</li> </ul> </li> <li>□ 大臣官房危機管理・政策立案総括審議官は、被害の状況により本省からの派遣が必要と判断した場合、本省各局庁に対して、被災自治体への職員の派遣を要請する。</li> <li>□ 都県への派遣者は、次の業務を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 食料・物資支援チームから食料・物資出荷後に送られてくる物資調整シート（写し）の情報を基に、都県拠点への食料・物資の到着状況、当該拠点から市町村への発送の状況（日時）を確認する。</li> <li>イ について食料・物資支援チーム及び地方農政局に報告する。</li> <li>ウ 本部事務局及び地方農政局へ日報を提出する。</li> </ul> </li> <li>□ 市町村への派遣者は、次の業務を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 市町村が都県に対して行う食料・物資の要請状況を常に把握する。</li> <li>イ 食料・物資支援チームから食料・物資出荷後に送られてくる物資調整シート（写し）の情報を基に、市町村拠点への食料・物資の到着状況、市町村から避難所への食料・物資の供給状況を確認する。</li> <li>ウ について食料・物資支援チーム及び地方農政局に報告する。</li> <li>エ 本部事務局及び地方農政局へ日報を提出する。</li> </ul> </li> <li>□ 大臣官房危機管理・政策立案総括審議官は、職員の派遣後速やかに、派遣者の交代要員の選定を地方農政局及び森林管理局に要請する（森林管理局に対しては、林野庁長官を通して行う。）。</li> <li>□ 地方農政局及び森林管理局は、選定した交代要員を本部事務局に報告する。</li> <li>□ 大臣官房危機管理・政策立案総括審議官は、被災地域及び被災規模を考慮し、必要に応じ、派遣する職員数を随時見直し、地方農政局及び森林管理局に職員の派遣を要請する（森林管理局に対しては、林野庁長官を通して行う。）。</li> </ul>

表3 応急用食料・物資の支援に係る活動

「食料・物資支援チーム事務局」に係る活動 【食料産業局企画課】	「米飯、弁当、おにぎり等」に係る活動 【食料産業局食文化・市場開拓課、食品流通課】	「パン、乾パン、即席めん、レトルト食品、缶詰、乳児用食品、介護食品、水、野菜ジュース」に係る活動 【食料産業局食品製造課】
<p style="text-align: center;">【3時間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 企画課は、応急用食料・物資の支援要請に対応するため、食料・物資担当各課に対して、支援体制の確立、関係団体、企業等の被害状況の確認、応急用食料・物資の品目ごとの供給可能数量等必要な情報を把握するよう指示する。</li> <li>□ 食料・物資支援チーム長（食料産業局長）は、緊急災害対策本部が設置され、事案対処物資調査担当（C-4）が設置された場合、又は本部会議において食料・物資支援チーム設置の指示があった場合、食料・物資支援チーム員を招集し、食料・物資支援チーム会議において、応急用食料・物資の供給業務の開始を指示する。</li> <li>□ 食料・物資支援チーム事務局は、必要機器等を整備し、事務局を6階食料産業局会議室に設置する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">【3時間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 食文化・市場開拓課及び食品流通課は、応急用食料・物資調達先の関係団体、企業等に対して、被災状況を確認するとともに、今後、応急用食料・物資調達の要請の可能性のあることを伝え準備を依頼する。さらに、応急用食料・物資調達に必要な情報を収集する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">【3時間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 食品製造課は、応急用食料・物資調達先の関係団体、企業等に対して、被災状況を確認するとともに、今後、応急用食料・物資調達の要請の可能性のあることを伝え準備を依頼する。さらに、応急用食料・物資調達に必要な情報を収集する。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">【12時間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 食料・物資支援チーム事務局は、食料・物資担当各課が作成した応急用食料・物資の品目ごとの供給可能量リスト等を取りまとめる。</li> <li>□ 食料・物資支援チーム事務局は、緊急災害対策本部と連絡・調整を行い、応急用食料・物資の支援方法（プッシュ型又はプル型）、被災自治体等からの要請状況等を把握する。</li> <li>□ 食料・物資支援チーム事務局は、応急用食料・物資の調達を次の手順により開始する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①緊急災害対策本部からの指示に基づき、プッシュ型又はプル型による応急用食料・物資の調達を食料・物資担当各課に指示する。</li> </ul> </li> </ul> <p>【プッシュ型支援の場合】 緊急災害対策本部から、応急用食料・物資の調達に係る指示があった場合、食料・物資担当各課に対して、直ちに予め定めるプッシュ型メニューにより、必要な量の応急用食料・物資を関係団体、企業等から調達するよう指示する。なお、要請を満たすことができる関係団体、企業等がない場合、食料・物資支援チーム事務局は品目を見直し、代替品を調達する。</p> <p>【プル型支援の場合】 緊急災害対策本部から、被災都県の応急用食料・物資の指示があった場合、食料・物資担当各課に対して、要請された量の応急用食料・物資を関係団体、企業等から調達するよう指示する。なお、要請を満たすことができる関係団体、企業等がない場合、食料・物資支援チーム事務局は品目を見直し、代替品を調達する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>②食料・物資担当各課から、応急用食料・物資の調達状況を報告させ、これを精査した上で物資調達シートに記入・整理し、緊急災害対策本部に速やかに報告する。</li> <li>③緊急災害対策本部に報告した応急用食料・物資について、輸送情報の連絡があった場合、食料・物資担当各課に連絡する。</li> <li>④関係団体、企業等が応急用食料・物資の出荷を完了した場合、直ちに報告を受け、食料・物資支援チーム事務局に報告するよう食料・物資担当各課に指示する。</li> <li>⑤食料・物資担当各課から報告を取りまとめ緊急災害対策本部に出荷が完了したことを報告する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">【12時間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 食文化・市場開拓課及び食品流通課は、担当する応急用食料・物資の品目ごとに供給可能リスト等を取りまとめの上、食料・物資支援チーム事務局へ報告する。</li> <li>□ 食文化・市場開拓課及び食品流通課は、食料・物資支援チーム事務局からの指示に基づき、応急用食料・物資の調達を次の手順により開始する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①食料・物資支援チーム事務局からの指示に基づき、必要な量のおにぎり、弁当等を調達できる関係団体、企業等を決定し、食料・物資支援チーム事務局に調達状況を報告する。</li> <li>②必要な量のおにぎり、弁当等を調達可能な関係団体、企業等が見つかるまで、引き続き関係団体、企業等を探したすことに努める。</li> <li>③食料・物資支援チーム事務局から輸送情報の連絡があった場合、その輸送情報をおにぎり、弁当等を調達する関係団体、企業等に連絡し、出荷を完了した場合、報告するよう要請する。</li> <li>④おにぎり、弁当等を調達した関係団体、企業等から出荷を完了したとの報告があった場合、その旨を食料・物資支援チーム事務局に報告する。</li> </ul> </li> </ul>	<p style="text-align: center;">【12時間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 食品製造課は、担当する応急用食料・物資の品目ごとに供給可能リスト等を取りまとめの上、食料・物資支援チーム事務局へ報告する。</li> <li>□ 食品製造課は、食料・物資支援チーム事務局からの指示に基づき、応急用食料・物資の調達を次の手順により開始する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①食料・物資支援チーム事務局からの指示に基づき、必要な量のパン、即席めん等を調達できる関係団体、企業等を決定し、食料・物資支援チーム事務局に調達状況を報告する。</li> <li>②必要な量のパン、即席めん等を調達可能な関係団体、企業等が見つかるまで、引き続き関係団体、企業等を探したすことに努める。</li> <li>③食料・物資支援チーム事務局から輸送情報の連絡があった場合、その輸送情報をパン、即席めん等を調達する関係団体、企業等に連絡し、出荷を完了した場合、報告するよう要請する。</li> <li>④パン、即席めんを調達した関係団体、企業等から出荷を完了したとの報告があった場合、その旨を食料・物資支援チーム事務局に報告する。</li> </ul> </li> </ul>

「精米、米飯、包装米飯、乾燥米飯、弁当、おにぎり」に係る活動 【政策統括官穀物課】	「政府備蓄米」に係る活動 【政策統括官貿易業務課】	「野菜ジュース」に係る活動 【生産局園芸作物課】
<p style="text-align: center;">【3時間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 政策統括官穀物課（以下「穀物課」という。）は、応急用食料・物資調達先の関係団体、企業等に対して、被災状況を確認するとともに、今後、応急用食料・物資調達の要請の可能性のあることを伝え準備を依頼する。さらに、応急用食料・物資調達に必要な情報を収集する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">【3時間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 政策統括官貿易業務課（以下「貿易業務課」という。）は、政策統括官農産部農産企画課（以下「農産企画課」という。）、穀物課及び受託事業体との連絡体制を確立する。また、政府備蓄米の要請に備え、応急用食料・物資調達に必要な情報を収集する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">【3時間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 生産局園芸作物課（以下「園芸作物課」という。）は、応急用食料・物資調達先の関係団体、企業等に対して、被災状況を確認するとともに、今後、応急用食料・物資調達の要請の可能性のあることを伝え準備を依頼する。さらに、応急用食料・物資調達に必要な情報を収集する。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">【12時間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 穀物課は、担当する応急用食料・物資の品目ごとに供給可能リスト等を取りまとめの上、食料・物資支援チーム事務局へ報告する。</li> <li>□ 穀物課は、食料・物資支援チーム事務局からの指示に基づき、応急用食料・物資の調達を次の手順により開始する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①食料・物資支援チーム事務局からの指示に基づき、必要な量の精米、包装米飯等を調達できる関係団体、企業等を決定し、食料・物資支援チーム事務局に調達状況を報告する。</li> <li>②必要な量の精米、包装米飯等を調達可能な関係団体、企業等が見つかるまで、引き続き関係団体、企業等を探したすことに努める。</li> <li>③食料・物資支援チーム事務局から輸送情報の連絡があった場合、その輸送情報を精米、包装米飯等を調達する関係団体、企業等に連絡し、出荷を完了した場合、報告するよう要請する。</li> <li>④精米、包装米飯等を調達した関係団体、企業等から出荷を完了したとの報告があった場合、その旨を食料・物資支援チーム事務局に報告する。</li> </ul> </li> </ul>	<p style="text-align: center;">【12時間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 貿易業務課は、政府備蓄米の供給可能リスト等を食料・物資支援チーム事務局へ報告する。</li> <li>□ 貿易業務課は、食料・物資支援チーム事務局からの指示に基づき、農産企画課と調整の上、応急用食料・物資の調達を次の手順により開始する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①食料・物資支援チーム事務局からの指示に基づき、必要な量の政府備蓄米を供給できる受託事業体を決定し、食料・物資支援チーム事務局に状況を報告する。なお、都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む）から、米穀の買入・販売等に関する基本要領に基づく供給要請が直接あった場合、農産企画課と調整の上、受託事業体に出荷の指示を行うとともに、その旨、食料・物資支援チーム事務局に報告を行う。</li> <li>②食料・物資支援チーム事務局から輸送情報の連絡があった場合、その輸送情報を受託事業体に連絡し、出荷を完了した場合、報告するよう要請する。</li> <li>③受託事業体から政府備蓄米の出荷を完了したとの報告があった場合、その旨を食料・物資支援チーム事務局に報告する。</li> </ul> </li> </ul>	<p style="text-align: center;">【12時間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 園芸作物課は、担当する応急用食料・物資の品目ごとに供給可能リスト等を取りまとめの上、食料・物資支援チーム事務局へ報告する。</li> <li>□ 園芸作物課は、食料・物資支援チーム事務局からの指示に基づき、応急用食料・物資の調達を次の手順により開始する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①食料・物資支援チーム事務局からの指示に基づき、必要な量の野菜ジュース等を調達できる関係団体、企業等を決定し、食料・物資支援チーム事務局に調達状況を報告する。</li> <li>②必要な量の野菜ジュース等を調達可能な関係団体、企業等が見つかるまで、引き続き関係団体、企業等を探したすことに努める。</li> <li>③食料・物資支援チーム事務局から輸送情報の連絡があった場合、その輸送情報を野菜ジュース等を調達する関係団体、企業等に連絡し、出荷を完了した場合、報告するよう要請する。</li> <li>④野菜ジュース等を調達した関係団体、企業等から出荷を完了したとの報告があった場合、その旨を食料・物資支援チーム事務局に報告する。</li> </ul> </li> </ul>

表3 応急用食料・物資の支援に係る活動

「砂糖」に係る活動 【政策統括官地域作物課】	「育児用調製粉乳」に係る活動 【生産局牛乳乳製品課】	「水産加工物（缶詰、レトルト）」に係る活動 【水産庁加工流通課】
<p style="text-align: center;">【3時間以内】</p> <p>□ 政策統括官地域作物課（以下「地域作物課」という。）は、応急用食料・物資調達先の関係団体、企業等に対して、被災状況を確認するとともに、今後、応急用食料・物資調達の要請の可能性があることを伝え準備を依頼する。さらに、応急用食料・物資調達に必要な情報を収集する。</p>	<p style="text-align: center;">【3時間以内】</p> <p>□ 生産局牛乳乳製品課（以下「牛乳乳製品課」という。）は、応急用食料・物資調達先の関係団体、企業等に対して、被災状況を確認するとともに、今後、応急用食料・物資調達の要請の可能性があることを伝え準備を依頼する。さらに、応急用食料・物資調達に必要な情報を収集する。</p>	<p style="text-align: center;">【3時間以内】</p> <p>□ 水産庁加工流通課（以下「加工流通課」という。）は、応急用食料・物資調達先の関係団体、企業等に対して、被災状況を確認するとともに、今後、応急用食料・物資調達の要請の可能性があることを伝え準備を依頼する。さらに、応急用食料・物資調達に必要な情報を収集する。</p>
<p style="text-align: center;">【12時間以内】</p> <p>□ 地域作物課は、担当する応急用食料・物資の品目ごとに供給可能リスト等を取りまとめの上、食料・物資支援チーム事務局へ報告する。</p> <p>□ 地域作物課は、食料・物資支援チーム事務局からの指示に基づき、応急用食料・物資の調達を次の手順により開始する。</p> <p>①食料・物資支援チーム事務局からの指示に基づき、必要な量の砂糖を調達できる関係団体、企業等を決定し、食料・物資支援チーム事務局に調達状況を報告する。</p> <p>②必要な量の砂糖を調達可能な関係団体、企業等が見つかるまで、引き続き関係団体、企業等を探しだすことに努める。</p> <p>③食料・物資支援チーム事務局から輸送情報の連絡があった場合、その輸送情報を砂糖を調達する関係団体、企業等に連絡し、出荷を完了した場合、報告するよう要請する。</p> <p>④砂糖を調達した関係団体、企業等から出荷を完了したとの報告があった場合、その旨を食料・物資支援チーム事務局に報告する。</p>	<p style="text-align: center;">【12時間以内】</p> <p>□ 牛乳乳製品課は、担当する応急用食料・物資の品目ごとに供給可能リスト等を取りまとめの上、食料・物資支援チーム事務局へ報告する。</p> <p>□ 牛乳乳製品課は、食料・物資支援チーム事務局からの指示に基づき、応急用食料・物資の調達を次の手順により開始する。</p> <p>①食料・物資支援チーム事務局からの指示に基づき、必要な量の育児用調製粉乳を調達できる関係団体、企業等を決定し、食料・物資支援チーム事務局に調達状況を報告する。</p> <p>②必要な量の育児用調製粉乳を調達可能な関係団体、企業等が見つかるまで、引き続き関係団体、企業等を探しだすことに努める。</p> <p>③食料・物資支援チーム事務局から輸送情報の連絡があった場合、その輸送情報を育児用調製粉乳を調達する関係団体、企業等に連絡し、出荷を完了した場合、報告するよう要請する。</p> <p>④育児用調整粉乳を調達した関係団体、企業等から出荷を完了したとの報告があった場合、その旨を食料・物資支援チーム事務局に報告する。</p>	<p style="text-align: center;">【12時間以内】</p> <p>□ 加工流通課は、担当する応急用食料・物資の品目ごとに供給可能リスト等を取りまとめの上、食料・物資支援チーム事務局へ報告する。</p> <p>□ 加工流通課は、食料・物資支援チーム事務局からの指示に基づき、応急用食料・物資の調達を次の手順により開始する。</p> <p>①食料・物資支援チーム事務局からの指示に基づき、必要な量の水産加工物（缶詰・レトルト）を調達できる関係団体、企業等を決定し、食料・物資支援チーム事務局に調達状況を報告する。</p> <p>②必要な量の水産加工物（缶詰・レトルト）を調達可能な関係団体、企業等が見つかるまで、引き続き関係団体、企業等を探しだすことに努める。</p> <p>③食料・物資支援チーム事務局から輸送情報の連絡があった場合、その輸送情報を水産加工物（缶詰・レトルト）を調達する関係団体、企業等に連絡し、出荷を完了した場合、報告するよう要請する。</p> <p>④水産加工物（缶詰・レトルト）を調達した関係団体、企業等から出荷を完了したとの報告があった場合、その旨を食料・物資支援チーム事務局に報告する。</p>

「木炭、練炭、薪、コンロ、薪ストーブ」に係る活動 【林野庁経営課】
<p style="text-align: center;">【3時間以内】</p> <p>□ 林野庁経営課（以下「経営課」という。）は、応急用食料・物資調達先の関係団体、企業等に対して、被災状況を確認するとともに、今後、応急用食料・物資調達の要請の可能性があることを伝え準備を依頼する。さらに、応急用食料・物資調達に必要な情報を収集する。</p>
<p style="text-align: center;">【12時間以内】</p> <p>□ 経営課は、担当する応急用食料・物資の品目ごとに供給可能リスト等を取りまとめの上、食料・物資支援チーム事務局へ報告する。</p> <p>□ 経営課は、食料・物資支援チーム事務局からの指示に基づき、応急用食料・物資の調達を次の手順により開始する。</p> <p>①食料・物資支援チーム事務局からの指示に基づき、必要な量の木炭、練炭、薪、コンロ、薪ストーブ（以下「木炭等」という。）を調達できる関係団体、企業等を決定し、食料・物資支援チーム事務局に調達状況を報告する。</p> <p>②必要な量の木炭等を調達可能な関係団体、企業等が見つかるまで、引き続き関係団体、企業等を探しだすことに努める。</p> <p>③食料・物資支援チーム事務局から輸送情報の連絡があった場合、その輸送情報を木炭等を調達する関係団体、企業等に連絡し、出荷を完了した場合、報告するよう要請する。</p> <p>④木炭等を調達した関係団体、企業等から出荷を完了したとの報告があった場合、その旨を食料・物資支援チーム事務局に報告する。</p>

表4 漁業取締船等による応急用食料・物資の輸送に係る活動

表5 海外支援の受入れに係る活動

表6 災害救助犬の受入れに係る活動

漁業取締船等による応急用食料・物資の輸送に係る活動 【水産庁漁政課船舶管理室・管理課指導監督室】	海外支援の受入れに係る活動 【大臣官房国際部】	災害救助犬の受入れに係る活動 【消費・安全局動物衛生課】
<p style="text-align: center;"><b>【3時間以内】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 水産庁漁政課船舶管理室（以下「船舶管理室」という。）及び水産庁管理課指導監督室（以下「指導監督室」という。）は、漁業取締船等の被害状況及び乗組員の安否を確認する。</li> <li>□ 船舶管理室及び指導監督室は、運航可能な漁業取締船等（係留中は除く）に対して、入港する港湾を指示する。</li> <li>□ 水産庁漁政課船舶管理室長（以下「船舶管理室長」という。）及び水産庁管理課指導監督室長（以下「指導監督室長」という。）は、水産庁内に設置された緊急事態対策本部（構成員：長官、次長、漁政部長、漁政課長、管理課長、漁場資源課長、船舶管理室長、指導監督室長）において、船舶及び船員の状況、応急食料・物資の輸送可能な船舶の有無を報告し、緊急対応等に係る指示を受ける。</li> <li>□ 船舶管理室長及び指導監督室長は、船舶が応急用食料・物資の輸送に必要な燃料、食料等船用物資の確保を図るとともに、船舶に対しては緊急対応体制の設置を指示する。</li> <li>□ 船舶管理室長及び指導監督室長は、緊急事態対策本部を通じて対応可能な船舶を本部事務局に報告するとともに、各船舶に対して待機を指示する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>【3時間以内】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 大臣官房国際部国際地域課（以下「国際地域課」という。）は、外務省及び消費・安全局等の窓口との連絡体制を確認する。</li> <li>□ 国際地域課は、外務省から諸外国・地域の支援に関する情報を随時入手し、消費・安全局に共有する。</li> <li>□ 国際地域課は、検査上の観点から、海外支援の受入れが問題無いと判断された場合、食料・物資支援チームに支援に関する情報を共有する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>【3時間以内】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）は、動物検疫所の連絡体制を確保し、当面の検査対応状況（災害救助犬の受入れ体制）を確認する。</li> <li>□ 動物衛生課は、関係省庁（官邸（内閣官房）、外務省、総務省、消防庁及び警察庁）との連絡体制を確保し、災害救助犬の受入れに関する動物検疫手続について情報提供を開始する。</li> <li>□ 動物衛生課は、関係省庁及び在京大使館より、海外からの災害救助犬の受入れについて照会があった場合、動物検疫手続に関して説明した上で、受入れの可否については外務省経由で回答する。 受入れる場合、入港予定地や予定日等の情報を収集し、動物検疫所に対して情報提供を行うとともに調整を図る（「係留中の災害救助犬の動物検疫所の敷地外への持ち出し許可要領」に基づく輸入検疫を実施。）。</li> <li>□ 動物衛生課は、災害救助犬の帰国のための手続等についての情報の収集、整理等を実施する。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>【12時間以内】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 船舶管理室長及び指導監督室長は、船舶の運航（係留）状況、応急用食料・物資の輸送に必要な船用物資の確保状況等を随時把握する。</li> <li>□ 災対室を通じて応急用食料・物資の調達状況を確認する。</li> <li>□ 船舶の対応体制については、随時、緊急事態対策本部へ報告する。</li> </ul>		
<p style="text-align: center;"><b>【1日以内】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 船舶管理室長及び指導監督室長は、輸送物資の数量・重量・内容等を確認後、船舶への積込手段等を確保し、船舶に指示する。</li> <li>□ 船舶管理室長及び指導監督室長は、出港日時、物資の輸送航路及び供給方法等を船長と協議するとともに、積出地の港湾状況や受入態勢等の情報を随時船長に提供する。</li> <li>□ 船長は、被災地において応急用食料・物資の積出をした場合、受渡日時・場所・物資内容・相手先等を緊急事態対策本部に連絡する。</li> <li>□ 船舶管理室長及び指導監督室長は、応急用食料・物資の輸送・受渡状況等を取りまとめ、緊急事態対策本部へ随時報告する。</li> <li>□ 船舶管理室長及び指導監督室長は、政府の緊急災害対策本部等から要請があった場合、被災者の捜索活動等を行う船舶を選定し、被災海域へ派遣する。</li> </ul>		

表7 動物検疫・植物検疫の緊急的対応に係る活動

表8 災害復旧用木材等の調達・供給対策に係る活動

「動物検疫」に係る活動 【消費・安全局動物衛生課】	「植物検疫」に係る活動 【消費・安全局植物防疫課】	災害復旧用木材等の調達・供給対策に係る活動 【林野庁木材産業課・業務課】
<p style="text-align: center;">【3時間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 動物衛生課は、各地の地震情報及び被災情報等を収集するとともに、次の情報の収集、整理等を行う。</li> <li>①動物検疫所の職員の安否確認を行い、施設等の被害状況、検疫中の動物及び動物検疫所で保管している病原体及び毒劇物の管理状況、その他特記事項について情報収集を開始する。</li> <li>②動物検疫所の連絡体制を確保し、支援物資の受入れに関する情報交換及び当面の検査体制を確認する。</li> <li>□ 動物衛生課は、動物の逃亡、病原体の拡散等が確認された場合、直ちに防止措置をとるように指示する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">【3時間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 消費・安全局植物防疫課（以下「植物防疫課」という。）は、各地の地震情報及び被災情報等を収集するとともに、次の情報の収集、整理等を行う。</li> <li>①植物防疫所の職員の安否確認を行い、施設等の被害状況、検疫中の植物及び植物防疫所が保管している病害虫等の管理状況、その他特記事項について情報収集を開始する。</li> <li>②植物防疫所の連絡体制を確保し、支援物資の受入れに関する情報交換及び当面の検査体制を確認する。</li> <li>□ 植物防疫課は、病害虫の拡散等が確認された場合、直ちに防止措置をとるように指示する。</li> <li>□ 植物防疫課は、植物防疫所所有のくん蒸施設の稼働状況、稼働中の施設の破損状況及び病害虫の拡散状況を確認し、くん蒸ガスの漏洩等についての防止措置を実施するよう植物防疫所に指示する。また、（一社）日本くん蒸技術協会を通じて、くん蒸業者の被災状況（くん蒸ガスの漏洩については速やかに報告）、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法に基づく応急措置の実施状況、その他特記事項について情報収集を開始し、ガスの漏洩が確認された場合、関係省庁、関係機関等に情報提供やガスの取扱いについて注意喚起等を行う。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">【3時間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 林野庁木材産業課（以下「木材産業課」という。）は、木材業界の被害状況等を関係団体から情報収集する。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">【12時間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 動物衛生課は、緊急輸入物資等の輸入調整を開始する。</li> <li>①被災地域の海空港の稼働状況について国土交通省に確認を行うとともに、財務省関税局等を通じCIQ体制を確認し、整備を開始する。</li> <li>②海外からの緊急輸入等の照会に対して、入港予定地、予定日等の情報収集を行い、動物検疫所への情報提供を行うとともに、協働して調整を実施する。</li> <li>③国土交通省、財務省関税局等、関係機関と緊急物資を受け入れる海空港等の情報について共有する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">【12時間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 植物防疫課は、緊急輸入物資等の輸入調整を開始する。</li> <li>①被災地域の海空港の稼働状況について国土交通省に確認を行うとともに、財務省関税局等を通じCIQ体制を確認し、整備を開始する。</li> <li>②海外からの緊急輸入等の照会に対して、入港予定地、予定日等の情報収集を行い、植物防疫所への情報提供を行うとともに、協働して調整を実施する。</li> <li>③国土交通省、財務省関税局等、関係機関と緊急物資を受け入れる海空港等の情報について共有する。</li> </ul>	
<p style="text-align: center;">【1日以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 動物衛生課は、被災により動物検疫所の職員が不足する等円滑な検疫実施に支障を及ぼす場合、震災の影響のない動物検疫所からの応援等の対応状況を把握するとともに、必要に応じ、調整を図る。</li> <li>□ 動物衛生課は、被災した動物検疫所の職員、施設等の安全確保に努めるとともに、事務所機能を確保する。</li> <li>□ 動物衛生課は、病原体が拡散した可能性がある場合、家畜保健衛生所を通じて周辺の畜産農家に対する病原体侵入防止措置を指示する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">【1日以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 植物防疫課は、被災により植物防疫所の職員が不足する等円滑な検疫実施に支障を及ぼす場合、震災の影響のない植物防疫所からの応援等の対応状況を把握するとともに、必要に応じ、調整を図る。</li> <li>□ 植物防疫課は、被災した植物防疫所の職員、施設等の安全確保に努めるとともに、事務所機能を確保する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">【1日以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 木材産業課は、関係団体に対し、団体会員の被害状況をもとに復旧用木材として供給可能な在庫状況に関する調査を要請する。</li> <li>□ 業務課は、各森林管理局に対して、災害復旧用として緊急に供給可能な木材量等の調査を指示する。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">【1週間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 動物衛生課は、被災地域での業務継続が困難な場合、職員の対応について指示する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">【1週間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 植物防疫課は、被災地域での業務継続が困難な場合、職員の対応について指示する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">【1週間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 木材産業課は、災害復旧用木材の供給及び全国的な木材需給の安定のため、関係省庁（国土交通省等）と連携し、関係団体や需要側（住宅メーカー等）と情報交換を行うとともに、関係省庁のほか、関係団体や需要側と緊急連絡体制を整備する。</li> <li>□ 木材産業課は、引き続き、被災地向けの復旧用木材を円滑に供給するため、被災地域及び全国の木材需給動向を把握し、必要に応じ、関係団体に対して災害復旧用木材の供給の要請等を行う。</li> <li>□ 業務課は、関係団体等との情報交換の場へ参加する。</li> <li>□ 業務課は、必要に応じ、森林管理局に災害復旧用木材の供給を指示する。</li> </ul>

表9 需給・価格動向の調査に係る活動

表10 食品安全の危機管理対策に係る活動

表11 食品表示規制の弾力的運用に係る活動

需給・価格動向の調査に係る活動 【大臣官房政策課】	食品安全の危機管理対策に係る活動 【消費・安全局食品安全政策課】	食品表示規制の弾力的運用に係る活動 【消費・安全局消費者行政課】
<p style="text-align: right;">(3日以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 大臣官房政策課食料安全保障室（以下「食料安全保障室」という。）は、地方農政局に対し、地震発生後の食料の需給・価格動向等の情報を収集し、速やかに報告するよう指示する。</li> <li>□ 食料安全保障室は、必要に応じて、食料価格動向調査の請負事業者に対し、緊急の巡回調査を実施し、速やかに報告するよう指示する。</li> <li>□ 食料安全保障室は、地方農政局の情報収集及び食品価格動向調査の請負事業者からの報告に基づき、食料の需給・価格動向等の実態を取りまとめ、関係機関に情報提供する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(2週間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 食料安全保障室は、必要に応じ、食料価格動向調査における緊急の調査の実施継続を指示する。</li> </ul>	<p style="text-align: right;">(3時間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 消費・安全局食品安全政策課（以下「食品安全政策課」という。）は、食品安全に関係する消費者庁、食品安全委員会事務局、厚生労働省及び本省関係各課との連絡体制を確保する。</li> <li>□ 消費・安全政策課は、食品安全に係る緊急事態等が発生又はその旨の情報を入手した場合、被害状況（被害の程度、人数、地域等）や、問題食品の流通経路や流通量等の情報を収集し、関係各課と共有する（必要に応じ、関係各課から関係団体に対し、問題食品の回収協力の依頼や、注意喚起など行う。）。</li> </ul>	<p style="text-align: right;">(3時間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 消費・安全局消費者行政課（以下「消費者行政課」という。）は、被災地域における食品表示規制の弾力的運用を次により検討する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①直ちに業務検討体制を構築する。</li> <li>②地方農政局の表示・規格課に、情報収集の体制を構築するよう、あらかじめ指名した連絡担当職員（情報窓口）を通じて指示する。</li> <li>③地方農政局の表示・規格課との複数の連絡ルートを確認する。</li> </ul> </li> <li>□ 消費者行政課は、検討体制の構築後直ちに、本省各局庁、関係団体、地方農政局の表示・規格課、政府発表、マスコミ報道等から、被災地の食料供給状況について情報を収集する。</li> <li>□ 消費者行政課は、被災地域における食品表示規制の弾力的運用の検討及び通知を次により実施する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①消費者庁食品表示企画課と連携して、緊急時の被災地域への食料の円滑な供給を最優先する状況であり、食品表示規制の弾力的運用が必要かどうかの検討を開始する。</li> <li>②被災地域における食品表示規制の弾力的運用が必要と判断された場合、消費者行政課長と消費者庁食品表示企画課長は、その弾力的運用を措置する旨を各都道府県食品表示法担当課長に通知する。</li> <li>③弾力的運用の通知を省（災害対策本部）HPに掲載するとともに、プレスリリースを行う。</li> <li>④食料産業局、生産局、林野庁及び水産庁に対して、関係団体への周知徹底を依頼する。</li> </ul> </li> <li>□ 消費者行政課は、状況に応じ、被災地域外を含めた食料供給状況について次により情報を収集する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①事業者等からの問い合わせ対応及び意見の収集</li> <li>②飲食品の需要の増加や、震災地域への供給増等により震災地域以外で販売する際の包材の変更が一時的に追いつかない状況等がないか、本省各局庁、関係団体、地方農政局の表示・規格課等から情報収集</li> </ul> </li> <li>□ 消費者行政課は、被災地域や被災地域外の食料供給状況を的確に把握し、消費者庁食品表示企画課と連携して、その状況に応じた表示規制の弾力的な運用を実施する。</li> </ul>

表12 国内の病害虫防除対策に係る活動

表13 国内の家畜衛生対策に係る活動

国内の病害虫防除対策に係る活動 【消費・安全局植物防疫課】	国内の家畜衛生対策に係る活動 【消費・安全局動物衛生課】
<p style="text-align: right;">(3時間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 植物防疫課は、植物防疫所職員の安否、施設等の被害状況を確認する。</li> <li>□ 植物防疫課は、植物防疫所の被災状況を確認し、各植物防疫所や大臣許可を受けた大学等で飼育、栽培する病害虫の被災状況を把握する。</li> <li>□ 植物防疫課は、各植物防疫所や大臣許可を受けた大学等で飼育、栽培する病害虫の拡散等が確認された場合、直ちに防止措置を取るよう指示する。</li> <li>□ 植物防疫課は、病害虫防除所の被災状況、各病害虫防除所で飼育、栽培する病害虫の被災状況を確認し、病害虫が拡散している可能性がある場合、防止措置を指示する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(1週間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 植物防疫課は、被災した植物防疫所、病害虫防除所等の復旧、支援対策を検討する。</li> <li>□ 植物防疫課は、被災により国内防除業務が円滑に行われないおそれがある場合、             <ul style="list-style-type: none"> <li>①植物防疫所の機械・施設の復旧、他の植物防疫所からの物資供給、人的支援</li> <li>②病害虫防除所等の主要な調査機器・備品等の復旧等、業務運営を継続するための予算措置等の支援対策を検討する。</li> </ul> </li> <li>□ 植物防疫課は、被災した植物防疫所、病害虫防除所等からの要請を考慮し、関係部局と調整し支援を実施する。</li> </ul>	<p style="text-align: right;">(3時間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 動物衛生課は、家畜保健衛生所の被災状況を確認し、病原体の散逸等の状況を把握する。</li> <li>□ 動物衛生課は、被災地域における家畜伝染病原体及び届出伝染病等病原体を所持している施設（以下「病原体所持施設」という。）並びに学術研究機関の指定施設（以下「学術研究機関」という。）に対して、病原体の拡散等の状況を把握する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(12時間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 動物衛生課は、家畜保健衛生所の倒壊が確認された場合、被災都県から対応方針を聴取し、当面の危機を回避する体制の確立までに要する日数、人員、作業の具体的な内容及び作業日程等についてを確認する。</li> <li>□ 動物衛生課は、家畜保健衛生所、病原体所持施設又は学術研究機関において、病原体が拡散している可能性がある場合、立入制限や消毒等の当該病原体の拡散防止措置を指示する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(1日以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 動物衛生課は、被災都県における家畜の逃亡や事故、死体の処理、伝染病の発生予防、まん延防止等のための立入検査、消毒の実施等を指導する。</li> <li>□ 動物衛生課は、被災都県における当面の危機を回避するための防疫体制の整備に係る行動計画を確認する。</li> <li>□ 動物衛生課は、消毒薬等の一般防疫資材の確保に支障がないか確認するとともに、必要に応じ、他の都道府県や地方農政局、業界への要請等により資材の供給等を確保する。</li> <li>□ 動物衛生課は、病原体が拡散した可能性がある場合、家畜保健衛生所を通じ畜産農家に対する病原体侵入防止措置等を指示する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(1週間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 動物衛生課は、口蹄疫等の家畜伝染病の発生に備え、動物検疫所の家畜防疫官及び被災県以外の都道府県からの家畜防疫員等の派遣体制等を整備する。</li> <li>□ 動物衛生課は、動物検疫所における防疫資材の状況を確認する。</li> <li>□ 動物衛生課は、被災した家畜保健衛生所等の復旧、支援を検討する。</li> <li>□ 動物衛生課は、被災により国内防除業務が円滑に行われないおそれがある場合、家畜保健衛生所等の主要な調査機器・備品等の復旧等、業務運営を継続するための予算措置等の支援対策を検討する。</li> <li>□ 動物衛生課は、被災した家畜保健衛生所等からの要請を考慮し、関係部局と調整し支援を実施する。</li> </ul>



#### 4 管理事務

首都直下地震が発生した場合、次の管理事務を実施する。

具体的な活動内容については、「震災対応マニュアル」の定めるところによる。

##### (1) 庁舎等管理に係る対策

###### ① 在庁職員及び外来者に対する避難誘導等

- 初期消火活動
- 負傷者の救出、応急手当、医療機関への移送
- 避難誘導
- 設備等の緊急停止等

###### ② 帰宅困難者への庁舎の利用及び食料の提供

###### ③ 建物及び基幹設備機能の緊急点検等

- 電気設備の点検
- エレベータの点検
- 水道の点検、応急対応
- 通信回線の点検
- ガス設備の点検
- 危険物（PCB含有物、重油）の点検・除去
- 建物（構造体）及び基幹設備機能の点検
- 国土交通省への報告及び応急復旧要請
- 停電対策
- 断水対策
- トイレ対策
- 衛星電話の設置等

##### (2) 情報システムに係る対策

- システム等の稼働状況や障害状況の確認
- 被害の拡大及び二次被害の防止
- 災害復旧への対応
- 情報システムに関する問い合わせ等への対応等

#### 第4 業務継続への備え

##### 1 執行体制の整備

首都直下地震が発生した場合に備え、次により執行体制を整備する。

###### (1) 参集する職員の名簿の作成

災対室は、第3の2(1)①エ、オ及びカの者の氏名を記載した名簿を作成し、定期的（大きな人事異動の度毎）に更新を行う。

###### (2) 職務代行者の選任

首都直下地震が発生した場合に迅速かつ的確に非常時優先業務及び管理事務を遂行するため、これらを担当する幹部職員の職務の代行の順位を別に定める。

##### 2 執務環境の整備

首都直下地震が発生した場合に備え、次により執務環境を整備する。

具体的な活動内容については、「震災対応マニュアル」の定めるところによる。

###### (1) 庁舎等管理に係る対策

###### ① 消防訓練等

- 消防訓練
- 防災設備の点検等
- 什器等の転倒防止措置等の整備

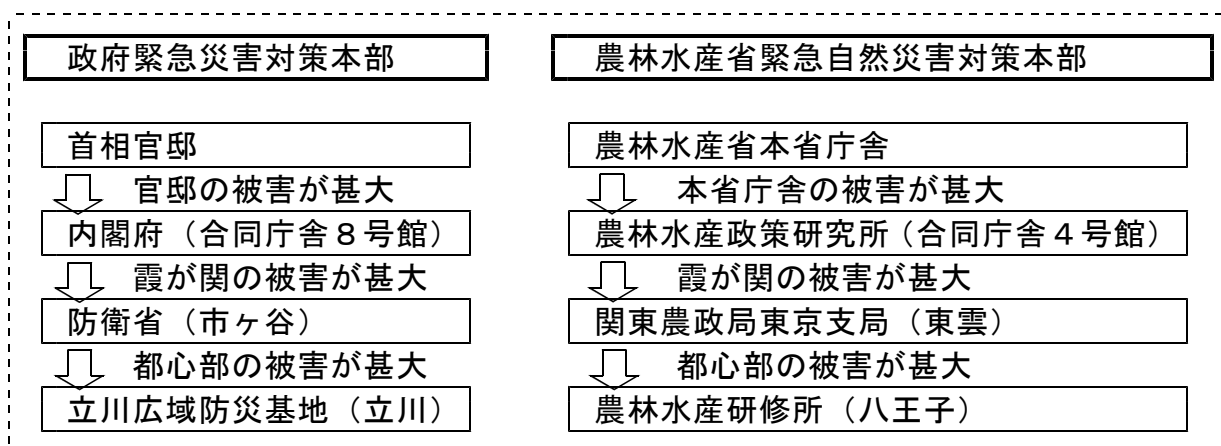
- ② 庁舎の耐震化等
  - 庁舎の耐震化
  - 停電対策
  - 断水対策
  - 通信回線の輻輳、不通への対策
  - ガス設備の整備
  - 施設管理業務委託業者との防災協定

(2) 情報システムに係る対策

- 本省LANシステムのバックアップデータの遠隔地保管
- 非常時用のメール等の整備
- 政府共通ネットワークと本省LANシステムの接続回線の冗長化
- 本省LANパソコン及びプリンタのネットワーク非接続利用に対応するための資材等の準備及び更新

3 本省庁舎の代替措置

首都直下地震が発生した場合、本部を本省庁舎に設置することとしているが、本省庁舎の被害が甚大である場合を想定して、農林水産政策研究所（合同庁舎4号館）、関東農政局東京支局（東雲）及び農林水産研修所（八王子）を代替施設とする。



4 訓練の実施及び計画の見直し等

(1) 訓練の実施

首都直下地震が発生した場合を想定し、安否等の確認、非常時優先業務の執行体制等について、定期的実施する。

(2) 計画の見直し等

本計画の実効性について評価を行い、適宜、見直しを行う。

また、今後、代替施設において迅速かつ的確に非常時優先業務及び管理事務を遂行するために必要な執務環境等の整備等について検討する。

## 農林水産省緊急自然災害対策本部の構成

区 分	職 名
本 部 長	農林水産大臣
本 部 長 代 理 "	農林水産副大臣 農林水産副大臣
副 本 部 長 "	農林水産大臣政務官 農林水産大臣政務官
本 部 長 補 佐	農林水産事務次官
本 部 員	農林水産審議官
"	大臣官房長
"	大臣官房統計部長
"	" 総括審議官
"	" 総括審議官（国際担当）
"	" 技術総括審議官
"	" 危機管理・政策立案総括審議官
"	消費・安全局長
"	食料産業局長
"	生産局長
"	経営局長
"	農村振興局長
"	政策統括官
"	農林水産技術会議事務局長
"	林野庁長官
"	水産庁長官

## 農林水産省緊急自然災害対策本部幹事会の構成

区 分	職 名
幹 事 長	大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
幹 事 長 代 理	大臣官房文書課長
〃	大臣官房文書課災害総合対策室長
幹 事	報道官
〃	大臣官房秘書課長
〃	〃 予算課長
〃	〃 政策課長
〃	〃 広報評価課長
〃	〃 地方課長
〃	〃 参事官(厚生・人事業務)
〃	〃 参事官(経理)
〃	〃 国際部国際政策課長
〃	〃 統計部管理課長
〃	消費・安全局総務課長
〃	食料産業局企画課長
〃	生産局総務課長
〃	経営局総務課長
〃	農村振興局総務課長
〃	政策統括官付総務・経営安定対策参事官
〃	農林水産技術会議事務局研究調整課長
〃	林野庁林政部林政課長
〃	水産庁漁政部漁政課長

- 緊急自然災害対策本部が設置された場合には、幹事会を置き、本部決定事項に関する連絡・調整を行う。
- 命を受けて構成員に充てられた官職の事務の一部を掌理する者がある場合にあっては、議長は構成員にその者を加え、又は構成員をその者に代えることができる。
- 危機管理・政策評価審議官が担当幹事又は担当幹事を通じて職員を指名し、以下の業務の遂行を必要に応じて指示することができる。
  - ① 他省庁等連絡調整
  - ② 省内連絡調整
  - ③ 現地対応
  - ④ その他